

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	医療対策課	検索番号	4 - 1
法令名	歯科技工士法	根拠条項	26 - 1		
許認可等	歯科技工の業または歯科技工所に関する広告の許可				
<p>(根拠規定)</p> <p>歯科技工士法 (昭和三十年八月十六日法律第六十八号) (広告の制限)</p> <p>第二十六条 歯科技工の業又は歯科技工所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 歯科医師又は歯科技工士である旨 二 歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名 三 歯科技工所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 四 その他道府県知事の許可を受けた事項 <p>2 前項各号に掲げる事項を広告するに当たつても、歯科医師若しくは歯科技工士の技能、経歴若しくは学位に関する事項にわたり、又はその内容が虚偽にわたつてはならない。</p> <p>(審査基準)</p> <p>歯科技工士法に係る許認可等の事務処理基準 (平成13年4月1日付け保第793号 各保健所長あて 保健福祉部長通知) 歯科技工士法(昭和30年法律第168号) 同法施行令(昭和30年政令第223号) 同法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)の規定による許認可等の事務処理に当たつては、厚生省関係通達及び通知(疑義照会通知含む)を処理基準とする。 なお、平成13年1月6日以降においては、「厚生省」を「厚生労働省」と読み替えるものとしている。</p> <p>(参考) 次の事項を広告することは第26条違反である。</p> <p>金属床義歯、金属床義歯、レジン床義歯 全部床(総入歯) 局部床(入歯) 公認日本歯科技工士会員 (以上 歯科技工所の広告について昭和31年1月18日医発第53号愛媛県知事宛 厚生省医務局長回答) 実用新案登録金属床における粘着接当面に珪素及び合成樹脂を加膜硬化させてできる膜を被着した義歯の構造の特質 (昭和31年8月25日付け医発第737号東京都知事宛 厚生省医務局長回答) ビニール総義歯又はA F式金属床についての広告 (昭和30年11月29日付け医発第611号東京都知事宛 厚生省医務局長回答)</p>					